解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十六年十月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十日

広島県三次市四拾貫町九一番地
ミヨシ電子グループ企業年金基金
清算人　道原　雄治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年三月二十五日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十日

北海道枝幸郡枝幸町歌登中央二六三番地
誓岸寺
清算人　向田　靜香

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十六年九月十八日広島市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年十月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年十月三十日

広島市中区紙屋町二丁目二番二五号
医療法人社団エフ・エム・シーフジイ内
科クリニック
清算人　藤井　信

第八期決算公告

平成二十六年七月三十一日現在

	単位・千円
貸借対照表の要旨	
資産の部	
流動資産	八〇〇、八六四
固定資産	七八、一六三
資産合計	八七九、〇二八
負債及び純資産の部	
流動負債	八六、二〇五
（うち賞与引当金）	（四、二九四）
（うち返品調整引当金）	（四、一四四）
固定負債	六〇〇
退職給付引当金	六〇〇
株主資本	七九二、二二一
資本金	七一、一〇〇
資本剰余金	六〇、八〇〇
資本準備金	六〇、八〇〇
利益剰余金	六六〇、三二一
その他利益剰余金	六六〇、三二一
（うち当期純損失）	（二四、五九四）
負債及び純資産合計	八七九、〇二八

平成二十六年十月三十日

広島県広島市中区中町八番一八号
エス株式会社
代表取締役　児玉　昇司

公益信託溝口たけ子奨学基金平成二十六年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十六年度事業として、奨学生計六名に対し総額三百万円の奨学金支給事業を行った。

なお、本公益信託は平成二十六年十月二十一日長野県へ残余財産四十八万八千六百五十八円の寄付を行い基金を終了した。

平成二十六年十月三十日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託溝口たけ子奨学基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

岡山市北区伊福町四丁目四番三号
破産者　親喜建設株式会社

右の者に対する岡山地方裁判所平成二十五年（フ）第五二五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二七八、六一一、九四四円

一、配当することのできる金額

金五四、七二六、四九九円

平成二十六年十月三十日

岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階
破産管財人　藤浪　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市大畑町湊村一一五番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　欠畑　輝昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

青森市本町一丁目二番二〇号　青森柳町ビル九階　田村良法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目五五五番地、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目五五五番地グランドシティＮ―九一二　被相続人　亡　鈴木　温子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

埼玉県上尾市上町二丁目一番三四号ＧＰビル五階　藤木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤木　孝男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草二丁目一三番地、最後の住所埼玉県越谷市大字下間久里五四五番地八

被相続人　亡　柳内　幸和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

埼玉県越谷市南越谷四丁目一一番一号　南越谷株竹ビル三階　栄光法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小幡　孝之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区東四つ木四丁目七八四番地、最後の住所千葉県印西市東の原二丁目一番地四　被相続人　亡　有山　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

事務所千葉市中央区栄町四二番一一号　日本企業会館五階　さきがけ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　渡邉　寛之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳　被相続人　亡　工藤　雄助

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

横浜市中区尾上町一丁目四番地一　関内ＳＴビル五階
相続財産管理人　弁護士　林　薫男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県十日町市松之山一六二三番地四、最後の住所新潟県十日町市松之山一二一二番地五　被相続人　亡　髙澤　愼輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月三十日

新潟県長岡市三和三丁目八番地二三坂井ビル二〇一
相続財産管理人　弁護士　小林　彰

第58期決算公告

平成26年10月30日　京都市山科区東野中井ノ上町11番地の39
株式会社新学社
代表取締役　中川　榮次

貸借対照表の要旨　（平成26年7月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	19,686,869	流動負債	3,112,218
固定資産	9,053,926	固定負債	717,012
		負債合計	3,829,230
		株主資本	24,982,500
		資本金	53,900
		資本剰余金	24,928,600
		利益準備金	13,475
		その他利益剰余金	24,915,125
		（うち当期純利益）	（600,653）
		評価・換算差額等	△70,934
		その他有価証券評価差額金	△70,934
		純資産合計	24,911,566
資産合計	28,740,796	負債・純資産合計	28,740,796